

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

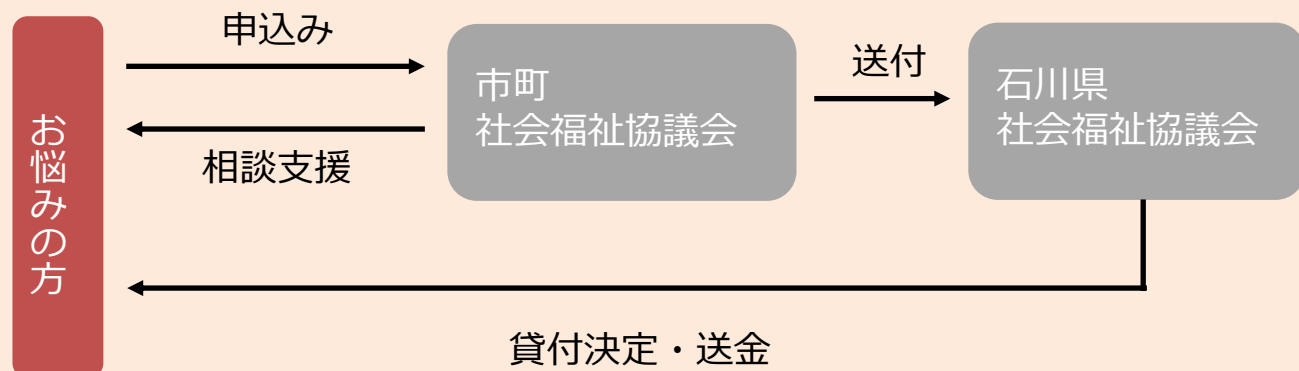
石川県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は2ページ目以降をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、お住いの市町社会福祉協議会へお願いします。

お住いの市町社会福祉協議会の連絡先は最後のページをご覧ください。

貸付手続きの流れ



今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとしています。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■ 貸付上限額

・ 10万円以内
（特別な場合、20万円以内）

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■ 据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

市町社会福祉協議会

特別な場合

- ①世帯員の中に新型コロナウイルスの罹患者がいるとき
- ②世帯員に要介護者がいるとき
- ③世帯員が4人以上いるとき
- ④世帯員に臨時休業した小学校等に通う子や感染したおそれのある子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- ⑤世帯員の中に収入が減少した個人事業主等があり、生活費が不足するとき
- ⑥特に資金の需要があると認められるとき

申込みにあたり、ご準備いただくもの

1. 住民票（原本）（世帯全員記載のもの、発行後3か月以内）
※原則、現住所と住民票の住所が一致していることが必要です。
2. 本人確認書類
次のいずれか
 - (1) 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
 - (2) パスポート
 - (3) マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
 - (4) 健康保険証
 - (5) 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合
3. 振込先の口座通帳またはキャッシュカード
（通帳がない場合は、振込先の口座を確認できるもの）

原本を持参してください。2および3については窓口でコピーを取ります。

※4月27日より必要書類が変更となりました。

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：就職活動期間中
原則3月以内
最長12月

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町社会福祉協議会

注 自立相談支援事業等による継続的な支援を受けていただく場合があります。

申込みにあたり、ご準備いただくもの

1. 住民票（世帯全員記載のもの、発行後3ヵ月以内）
※原則、現住所と住民票の住所が一致していることが必要です。
2. 借入申込者の健康保険証または運転免許証
3. 世帯の全員の収入が分かる書類
所得証明書、所得税の確定申告書、源泉徴収票、給与明細書、預金通帳等
4. コロナウイルス感染症の影響を受ける前と後の給与の状況を確認できる書類
 - (1) コロナウイルス感染症の影響前の収入が分かる書類
所得証明書、所得税の確定申告書、源泉徴収票、給与明細書
預金通帳
 - (2) 【収入が減収した場合】コロナウイルス感染症の影響後の収入が分かる書類
給与明細書、預金通帳等
 - (3) 【失業した場合】失業した時期・会社等が分かる書類
離職票、適用事業所全喪届、雇用保険受給資格者証、個人事業の廃業届
退職辞令、退職直前の雇用主の発行する離職証明、健康保険任意継続被保険者証等
5. 【負債がある場合】債権者及び債務の額等負債内容が分かる書類
6. 借入申込者の印鑑（認め印で可）

※原本を持参してください。窓口でコピーを取ります。上記以外にも後日、提出いただく書類があります。

相談・申込み

お住まいの市町社会福祉協議会にご相談ください。事前に電話連絡をされてから相談に行かれるようお願いいたします。

また、緊急小口資金は郵送でも申込みを受け付けています。申請書類はお住まいの市町社会福祉協議会または石川県社会福祉協議会より取り寄せてください。

緊急小口資金の申請書類は石川県社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

石川県社会福祉協議会ホームページ <http://www.isk-shakyo.or.jp>

| 市町 社会福祉協議会 | 〒 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|----------|--------------------------------|--------------|
| 金沢市 社会福祉協議会 | 920-0864 | 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内 | 076-231-3571 |
| 七尾市 社会福祉協議会 | 926-0811 | 七尾市御祓町1番地 パトリア3階 | 0767-52-2099 |
| 小松市 社会福祉協議会 | 923-0811 | 小松市白江町ツ108番地1 第一地区コミュニティセンター内 | 0761-22-3354 |
| 輪島市 社会福祉協議会 | 928-0001 | 輪島市河井町13部120番地1 | 0768-22-2219 |
| 珠洲市 社会福祉協議会 | 927-1214 | 珠洲市飯田町5部9番地 市民ふれあいの里健康増進センター内 | 0768-82-7751 |
| 加賀市 社会福祉協議会 | 922-0811 | 加賀市大聖寺南町二11-5 市民会館内 | 0761-72-1500 |
| 羽咋市 社会福祉協議会 | 925-8506 | 羽咋市鶴多町亀田17番地 羽咋すこやかセンター内 | 0767-22-6231 |
| かほく市 社会福祉協議会 | 929-1173 | かほく市遠塚口52番地10 市七塚健康福祉センター内 | 076-285-8885 |
| 白山市 社会福祉協議会 | 924-0865 | 白山市倉光8丁目16番地1 福祉ふれあいセンター内 | 076-276-3151 |
| 能美市 社会福祉協議会 | 923-1121 | 能美市寺井町た8番地1 ふれあいプラザ2階 | 0761-58-6200 |
| 野々市市 社会福祉協議会 | 921-8815 | 野々市市本町5丁目18番5号 | 076-248-8210 |
| 川北町 社会福祉協議会 | 923-1267 | 能美郡川北町字壱ツ屋196 保健センター内 | 076-277-1111 |
| 津幡町 社会福祉協議会 | 929-0342 | 河北郡津幡町北中条3丁目1番地 町文化会館シグナス内 | 076-288-6276 |
| 内灘町 社会福祉協議会 | 920-0267 | 河北郡内灘町字大清台140 町文化会館内 | 076-286-6953 |
| 志賀町 社会福祉協議会 | 925-0498 | 羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地 富来行政センター内 | 0767-42-2545 |
| 宝達志水町 社会福祉協議会 | 929-1311 | 羽咋郡宝達志水町門前サ11番地 町民センターアステラス内 | 0767-28-5520 |
| 中能登町 社会福祉協議会 | 929-1704 | 鹿島郡中能登町末坂2部37番地1 老人福祉センターゆうゆう内 | 0767-74-2252 |
| 穴水町 社会福祉協議会 | 927-0027 | 鳳珠郡穴水町字川島タの38番地 保健センター内 | 0768-52-0378 |
| 能登町 社会福祉協議会 | 927-0602 | 鳳珠郡能登町字松波13字77番地 内浦総合支所内 | 0768-72-2322 |
| 石川県 社会福祉協議会 | 920-8557 | 金沢市本多町3丁目1番10号 県社会福祉会館2階 | 076-224-1212 |